村尾光子の しもつけ 市議会報告 （第１６号）

２００９年１０月１０日発行



発行者：村尾光子
連絡先：下野市祇園五丁目11-3
TEL&FAX： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

報告内容

H21年第2回臨時会(7月8日)と第3回定例会(9月1～11日)の報告です。

もくじ

審議事項……………………P2
議員定数を21人に削減………2
人権擁護委員の推薦同意……3
政治倫理審査会委員の選任同意‥3
農業委員に女性3名を推薦……3
「道の駅」用地を取得…………3
H21年度会計補正予算…………3
H20年度会計決算状況…………4
土地開発基金は必要か？………5
村尾光子の一般質問……………6
自主研修報告……………………8
■日雇い労働者の街･大阪市釜ケ崎、■国の民主主義と自治体の民主主義は異なる、■転換期における地域の再生に向けて
行動記録･あれこれ………………10
深刻なネオニコチノイド系農薬の人体被害…………10

この夏は猛暑を感じることなく、いつの間にか過ぎてしまいました。不安定なお天気が続きますが、皆様にはお変わりなく、お元気にお過ごしでしょうか。

ついに実現した政権交代。すべてに経済性最優先の市場原理を持ち込み、人々の安定した暮らしを重視することなく、むしろないがしろにしてきた結果ではないでしょうか。非効率的、費用が嵩むと思えても、行政が責任を持ってやらねばならない部分もあるはずです。

民主党のマニフェスト全てを支持しているのではありませんが、これまでに歪みをもたらした制度を見直し、人間の尊厳が守れる施策を展開して欲しい。初めからうまくできるとは思いませんが、期待を込めて注視していきましょう。

9月は決算議会ですが、初日に議員定数削減を盛り込んだ議会活性化特別委員会委員長報告、議員定数条例が可決されました。

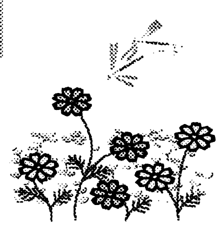
議会基本条例についての検討着手に期待していましたが、研究することもなく、確実に改選後の議会で検討されるという保証もないまま、特別委員会は敢えなく終了となりました。落胆と失望のあまり無力感で一杯･･･。

「議員各人が勉強する」ことになっています。果たして、改選後に調査･研究されるでしょうか？

一般質問(通告順)
目黒民雄･岩永博美･吉田 聡･塚原良子･磯辺香代･野田善一･村尾光子の7議員が質しました。

H21年第４回定例会は12月１日から予定されています。
詳細は11月下旬以降に議会事務局にお問い合わせください。

この報告を配って下さるボランティアを募集しています。



議会報告＆意見交換会

10月25日（日）13:30～
グリーンタウン･コミュニティセンター 会議室

報告：村尾

お気軽にお出かけ下さい

《審議事項》

報告第8号	専決処分事件の報告(自動車破損への損害賠償)	—	
議案第57号	土地の取得について(「道の駅」用地)	賛成全員	可決
	議会活性化特別委員会調査報告	賛成多数	〃
	同上の特別委員会の調査終了について	〃	〃
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について(生澤里美氏)	賛成全員	推薦
同意6～11	政治倫理審査会委員の選任について(6氏)	〃	同意
報告第9号	H20年度継続費精算報告書について	—	
10	H20年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について	—	
11～12	H20年度財団法人農業公社·財団法人グリムの里いしばしの経営状況説明書について	—	
13	専決処分事件の報告(自動車破損への損害賠償)	—	
14	H21年度教育委員会の点検評価報告書(H20年度事業)について	—	
認定第1～12号	H20年度会計決算認定について(13会計、一般·国保·後期高齢者医療·老人保健·介護保険2件·公共下水道·農業集落排水·下古山区画整理·石橋駅周辺区画整理·仁良川地区区画整理·水道)	〃	認定
議案第58～67号	H21年度会計補正予算(6会計、一般·国保·後期高齢者医療·老人保健·介護保険2件·公共下水道·農業集落排水·仁良川区画整理·水道事業)	〃	可決
68	職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について	〃	〃
69	国保条例の一部改正について	〃	〃
70	水道料金審議会条例の一部改正について	〃	〃
71	財産の取得について(消防ポンプ自動車3台)	〃	〃
72	字の廃止及び町の区域の変更について	〃	〃
73	市道路線の認定について	〃	〃
74	区域外道路の認定に関する承諾について	〃	〃
	市農業委員会委員の推薦(秋山和子·亀田みよ·近藤洋子の3氏)	指名推薦	
発議第3号	市議会議員定数条例の制定	賛成多数	〃

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

■市議会議員定数を21人に削減、来年施行の選挙から　(発議第3号)

議会活性化特別委員会(委員は議員全員)の結果により、定数条例を制定。

《委員長報告》

1	**議員定数と報酬**	各議員の活動内容が異なるので報酬額設定は難しい。特別職等報酬審議会に委ねる。 定数は削減し、21人とする。
2	**政務調査費**	当分の間、導入しない。
3	**会派制**	メリットは見当たらず、導入しない。
4	**議会基本条例**	議員政治倫理条例がある。今後の調査·研究による。
5	**委員会方式**	導入する。12月議会から試行

特別委員会では議員定数、議会基本条例については表決(賛成多数)で決した。村尾はいずれも反対、本会議で討論を行いその考え方を述べた。

《村尾の委員長報告への反対討論》要旨

財政逼迫の折り、全体の財政規模を縮小せざるを得ない中では、議会費も決して聖域ではなく、改革はしなくてはならない。

下野市発足により議員数は既に半数以下に削減された。このことを鑑みると今まず取り組まなければならないのは「首長と議会、ともに市民の直接選挙で選ばれる二元代表制の中で、首長と議会、市民と議会の関係をどのように創り、市民からの負託に応えるか、議会の役割は何か」、これらを明確にすることが重要で、これが即ち議会基本条例であり、議員政治倫理条例で代えられるものではない。

「定数削減」が声高に叫ばれているのは、残念ながら市民には議会の活動が見えず期待されていない証

拠だ。だからこそ、議員個々の活動についても無論のこと、議会は市民からの負託に応えるためにどんな活動をしていくのか、早急に市民に対して公にして約束しなければならない。

議会のあり方を検討することなく、単に経費削減の要請に応えなければならないなら、議員報酬・期末手当の縮減・廃止による人件費総合の縮減を図るべきで、定数削減ではない。

財政が厳しいからとして短絡的に議員数を減らすという論議は、生き方や価値観が多様化している社会の中で、少数の弱い立場、考え方を黙殺することになりかねず、さらには議会制民主主義を自ら否定することにつながる恐れがある。

議会はどうあったらよいのか、本質的な議論をすることなく議会活性化特別委員会は終了した。市長(行政)は市民参加・参画を推進しているが、議会は市民から遠い。このままではいずれ議会不要論が出てくるのではないか?焦りを感じる。

■人権擁護委員に生澤里美(いけざわさとみ)氏の推薦同意

(諮問第 1 号)

12 月 31 日で任期満了となる大越一男氏の後任候補者として、法務大臣に推薦する。(敬称略)

生澤里美	小金井 1,843-3	62 歳	会社役員

任期:H22.1.1 ~ H24.12.31、3 年間

(人権擁護委員は旧町ごとに 3 名ずつ、計 9 名)

■政治倫理審査会委員の選任同意

(同意第 6 ~ 12 号)

現委員は 10 月 24 日に任期満了となる。(敬称略)

市村　充章	白鴎大学教授	専門委員(再任)
田中　民樹子	弁護士	
大久保　芳雄	元県警察学校長	
舘野　嘉宣	元南河内町監査委員	公募委員
鈴木　勇	元警視庁警察官	
田沼　幸子	元埼玉県公立学校教	

■議会選出農業委員に女性 3 名を推薦

農業委員会は選挙区選出委員(21 人)、農業関係団体代表委員、議会選出委員(法に 4 名以内の規定)で構成される。改選のため議会選出委員を推薦。

任命者は市長、任期:H24.9.3 まで　(敬称略)

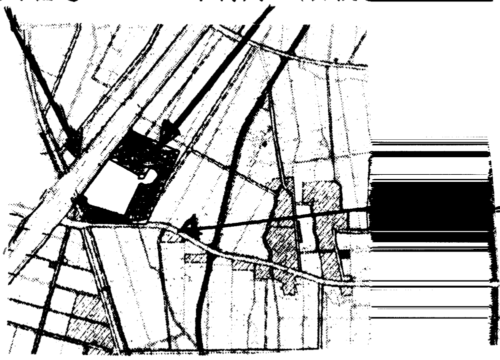
秋山和子	町田 900	S.24 生
亀田みよ	中大嶺 185-1	S.20 生
近藤洋子	国分寺 1,415	S.26 生

■「道の駅」用地を取得、　(　議案第 57

市の取得分は 1.9ha、9119 万　6976 円

全体面積　33,006.55 m²
市取得面積　18,999.37 m²(4,800　円/m²) 地域振興交流施設・イベント広　場・駐車場 調整池・進入道路の部分
国取得面積　14,007.18 m²(5600　円/m²) 情報発信施設・トイレ・駐車場(　167 台分) 敷地内道路の部分
契約の相手方:南河内土地改良区

新 4 号国道　　取得用地(白抜　は国取得



■ H21 年度会計補正予算、主な　事業

決算による繰越金確定、交付税額　確定、国の経済対策によるもの。政権交代で執行　は?もあ

【一般会計】7億2582万9千円を追加[redacted]

- 市内循環バス運行検討事業　464 万
  (2 年継続　H22 年度　は 493 万
- 石橋駅東口エレベーター整備事業　4,800 万
  (2 年継続　H22 年度 1[redacted]億 8048 万
- 住宅手当緊急特別措置事業　289 万
  (住居喪失者対象 15 人× 6　月)
- 障害者自立支援特別対策事業　776 万
- 子育て応援特別手当　6,480 万
  (3 ~ 5 歳、36,000 円× 1,800　人)
- 道路情報提供装置設置(4 路線)　7,700 万
- 理科教育設備整備事業(16 校)　1,944 万

【国保会計】

- 出産一時金(追加)　260 万
  (H21 年 10.1 より 35 万円 → 39 万円
- 財政調整基金積立金　1 億 4,000 万

■職員の勤務時間を週 38 時間　45 分に短

1 日 7 時間 45 分労働に　議案第 68

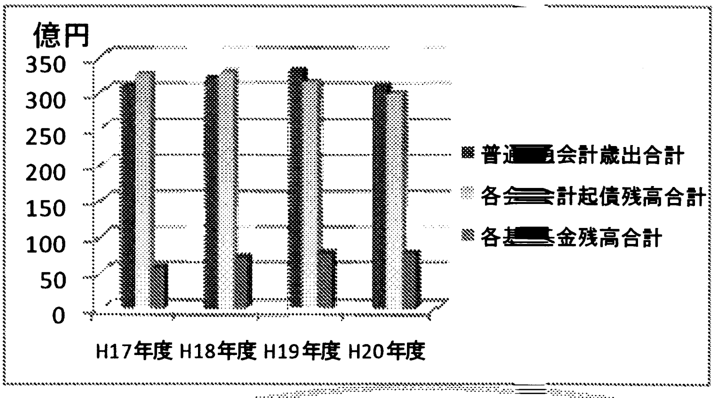
国家公務員の勤務時間短縮に準　じた改正。に市独自の施策として、産前休暇 6　週間を 8 に延長した。

閉庁時間は H22 年 4 月より 17:1　5 となる予

■H20年度会計決算状況

《歳出決算額と地方債・基金現在高》 ～歳出額とほぼ同額の借入金残高、貯金は1/4～

(億円)	H20	H19	H18	H17
普通会計歳出合計額	307.4	328.9	319.7	309.3
一般会計歳出決算額	188.1	187.4	186.8	191.2
各会計起債残高合計	297.0	314.4	327.9	324.0
各基金残高合計	76.3	77.1	71.3	56.1
ｳﾁ財政調整基金残高	17.3	17.3	17.2	18.4



※**普通会計歳出**は公営企業会計(水道事業)以外の全ての会計を合算した。

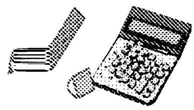
借入金：地方債現在高の他に債務負担行為による支出予定額が 9億182万円。

《財政健全化指標》

	H20年度	H19 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	― (△6.77%)	― (△7.4 %)	12.97 %
連結実質赤字比率	― (△19.49%)	― (△23.16%)	17.97 %
実質公債費比率	13.9%	15.0 %	25.0 %
将来負担比率	28.5%	42.8 %	350.0 %

※実質収支・連結実質収支が黒字の場合、負の値になり「―」の表記。括弧内は算出した値。

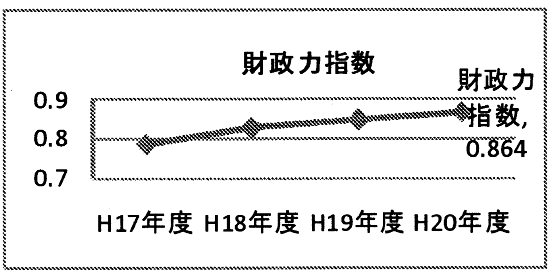
算出式の分母に標準財政規模(H20 年度 127 億 9654 万 8 千円)を使う。

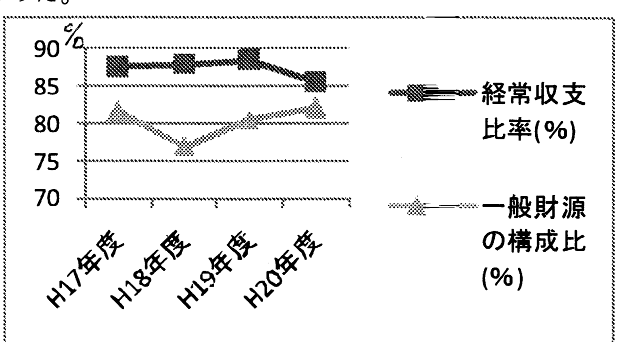


《財政指標》

	H20年度	H19 年度	H18 年度	H17 年度	
財政力指数	0.864	0.845	0.826	0.784	1に近いほど余裕がある
経常収支比率(%)	85.4	88.3	87.8	87.4	65～70%が適正、75%以上は注意
実質収支比率(%)	6.5	7.4	9.0	4.4	3.0～10.0%が標準
経常一般財源比率	1.02	1.02	1.08	1.01	1.05～1.10が標準
一般財源の構成比(%)	82.0	80.3	76.8	81.4	構成比率が高いほど安定的
投資的経費構成比(%)	15.0	13.7	11.4	17.9	構成比率が高いほど積極的
義務的経費構成比(%)	39.7	39.7	38.8	37.4	低い方がよい(人件費・扶助費・公債費)
公債費比率(%)	12.7	12.6	16.4	17.8	15%までが健全
起債制限比率(%)	10.3	11.3	12.8	13.0	15～20%:要注意、20%以上:危険
実質公債費比率(%)	13.9	15.0	17.4	17.0	低い方がよい。18%以上:危険

＊実質公債費比率：H19 年度より算出式が変わった。





財政力指数、経常収支比率、一般財源構成比は好転している。合併後 10 年経過すると交付税特例措置は無くなり、歳入は大幅減少へ。対策は？

監査委員から：総体的には、体力はあるものの依然として財政が硬直化している。弾力的な財政運営を。

■各会計決算

（千円位以下切り捨て）

	歳入総額	歳出総額	翌年度へ繰り越すべき財源	歳入のうち繰入金 一般会計から	基金から	年度末地方債現在高
一般会計	198億1807	188億1154	1億3938	※ 5919	8億9280	177億5176
国民健康保険	54億9723	50億7679	0	2億4028	—	—
後期高齢者医療保険	3億6180	3億4889	0	7344	—	—
老人保健	3億7188	3億6552	0	3526	—	—
介護保険（保険事業）	24億6354	23億2570	0	3億6749	—	—
介護保険（介護ｻｰﾋﾞｽ）	396	255	0	—	—	—
公共下水道事業	27億4286	26億4071	4587	13億0643	—	79億2382
農業集落排水事業	4億8886	4億7408	0	4億0546	—	37億8207
下古山区画整理事業	8464	8335	0	7192	—	1億8949
石橋駅周辺区画整理事業	1640	1538	0	1487	—	3666
仁良川地区区画整理事業	6億9824	6億0233	8875	3億1084	—	2367
水道事業収益的収支	8億7823	7億8185	純利益	1億1530		
資本的収支	1億7341	9億2188	差引不足額	7億4846	—	29億5426

※一般会計の繰入金は他会計からの繰戻金

差引不足額：過年度分及び当年度分損益勘定留保資金と地方消費税資本的収支調整額、減債積立金で補填

地方債合計	326億6176
1人当たり	548,513円

（H21.3.31 現在人口　59,546 人）

《基金現在高》

H20 年度末　（万円）

財政調整基金	17億3833
減債基金	6億5853
地域づくり事業推進基金	4億2919
庁舎等整備基金	4億6810
公共施設整備基金	3億9771
地域福祉基金	4億3029
保健福祉施設整備基金	4億4430
グリーン保存育成基金	391
地域振興基金	15億5066
土地開発基金（現金）	**6億7368**
国保財政調整基金	5億8424
介護給付費準備基金	2億2288
高額療養費資金貸付基金	1000
介護従事者処遇改善臨時特例基金	2415
合　計	76億3603
1人当たり	128,237円

＊土地開発基金が保有していた土地（17858 万円）は利子分を加算して一般会計が買い戻した。

＊この他水道会計に｛積立金　4億2206 万円／留保資金　1億2475 万円｝

～土地開発基金は必要か？　廃止すべき～

土地開発基金は「公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため」設置した（条例第 1 条）。高度経済成長・地価高騰期の国の指導によるもので、原資は数年間交付税措置されていた。旧南河内町での、この基金を活用した土地の先行取得実績は記憶にない。合併時、基金が保有していた土地は 2 億 1830 万円分（国分寺・石橋地区）で、H19・20 年度にこのすべてを一般会計に所属替え（買い取り）して、市の普通財産とした。

新たな都市計画の予定はなく、地価が下落している近年、この基金は本当に必要だろうか。「今後予定されている新庁舎建設に際して、土地開発基金を活用して予定地を先行取得することはないか」質したが、「土地開発基金で取得すると、その後一般会計で買い取る手続きが必要なので事務が面倒だ」（篠崎副市長）。

また、「緊急に取得せねばならない時、基金での購入は議決を経ないで取得できるので利便性がある」とも。つまり、議会のチェックが入りにくい部分がある。それならなおのこと、この基金は廃止して、積立金を他の庁舎等整備基金や公共施設整備基金へ振り替えたらどうか。

市が土地を取得する場合、議会の議決が必要なのは面積が 1 件が 5000 m^2 以上のもので予定価格が 2000 万円以上、と条例で規定されている。この条件以下の場合は議決なしで取得できる。勿論、予算・決算審議の段階で議会の眼は通る。土地開発基金は土地開発公社ではない。でも、他の基金と性格も扱いも異なり不可解。

村尾光子の一般質問

「働く前に知っておきたい基礎知識」(NPO 法人あったかサポート―労働と社会保障の専門家集団―発行)からの抜粋。参考になった



労働教育を実施されたい

非正規雇用の労働者が増加している昨今、社会保障や労働関係法制度についての知識を身につけることの重要性が一層高まっている。

> 小中学校に於ける労働教育の実態はどうか。職業教育のみならず、学年に応じた教育が必要である。また、教師自らが学ぶ機会の充実を求める。

【古口教育長】 社会の変化に対応して、しっかりとした勤労観、職業観を身につけて、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるキャリア教育は極めて大切であり、小学校から発達段階に応じて進めている。

労働に関する知識の習得は、小学校では体験活動を通して「勤労を重んじ目標に向かって努力する態度の形成」を目指している。中学校では 3 年生公民の分野で労働三権、労働三法について学び、勤労の権利や義務、労働組合の意義や労働基準法の精神について理解し、産業構造・就業構造の変化に伴う雇用や労働条件の改善について考える学習をしている。

教師の学ぶ機会として、毎年県教育委員会主催のキャリア教育推進者研修会が、小学校では 1 校 1 名の参加義務、中学校では進路指導主事対象に実施されている。また、教員の社会体験研修も H11 年度から毎年実されている。下野市の教職員もこれまでホテル、デパート、社会福祉法人、会社営業所、生産現場など様々な職種・職場で、3ヶ月間研修した。体験を教育活動に活かすなど成果が上がっているので今後も奨励していく。

> **(再質問)** 専門家である社会保険労務士による講義の実施はどうか。

【教育長】 教職員全体研修会として今後検討する。

> 労働行政と教育行政が連携して市民への学習機会の提供、相談体制の充実と市民への周知策を講じられたい。

【広瀬市長】 青年等を対象に社会保障・労働関係制度についてや自立支援・就労支援の手助けとなる学習機会提供を検討する。

就労相談窓口は商工観光課(南河内庁舎)に設置して随時相談に応じている。7 月にはとちぎ求職者総合支援センター主催の巡回相談が南河内公民館で実施され、12 月にも予定されている。

県・国の公的機関と連携をとりながら、市広報・HP・窓口などで市民への情報提供に努める。

《労働関係法》 労働基準法・労働災害補償法・最低賃金法・社会保障法(年金・医療保険)・労働者派遣法・男女雇用機会均等法・男女共同参画推進法など

《社会保障制度》 労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険・介護保険の社会保険により病気・けが・出産・失業・障害・死亡・老齢・介護などの保険事故が発生したときに公的給付を行い、国民の最低限度の生活を保障する制度。

下記の条件に該当する事業所や労働者が強制的に加入する。

●事業所の労働保険、社会保険の任意・強制適用区分

保険制度	業態 雇用数	個人事業主 5人未満	個人事業主 5人以上	法人
労災保険	農林水産業	任意	強制適用	強制適用
	上記以外	強制適用	強制適用	強制適用
雇用保険	農林水産業	任意	強制適用	強制適用
	上記以外	強制適用	強制適用	強制適用
健康保険 厚生年金	法定16業種	任意適用	強制適用	強制適用
	上記以外	任意適用	任意	強制適用

●社会保険等に加入できる要件

保険制度	週の労働時間 20時間未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上 (注)
労災保険	○	○	○
雇用保険	×	○	○
健康保険 厚生年金	×	×	○

(注)且つ 1 か月の出勤日数が正社員の 3/4

雇用保険加入要件: 6 か月以上雇用の見込みがあり週 20 時間以上勤務していること。H21 年度は

保険料=給与×{0.004(本人)+ 0.007(事業主)}

雇用保険	失業等給付	求職者給付	基本手当等
		就職促進給付	就職促進手当
		教育訓練給付	給付金
		雇用継続給付	高齢者給付金
	雇用保険二事業	雇用安定事業	
		能力開発事	

雇用保険には正社員のほか、加入要件を満たしていればパート、派遣社員、期間雇用契約社員に関わらず加入できる。

経済のグローバル化がもたらした厳しい雇用環境の中、非正規労働者が急増している。だが、「気楽に働ける」と安易に非正規雇用を選択してはいないだろうか？

安定した労働環境は給与･賃金と同時に社会保障制度によって裏付けされる。負担と給付はセットなのだ。その制度や仕組みを知らないために労働者が窮地に陥ることも多く、労働者が基本的な知識を身につけることが急務と聞いた。学校では労働教育はあまりなされていないのが現実という。

下野市の小中学校では発達段階に応じたキャリア教育を実施しているとのこと。しかし、一様になされているのだろうか。力を入れて欲しい。京都市では系統的でユニークな取り組みをしている。

◆　◆　◆

当たり前のことだが、雇用保険に加入していないと失業給付金は受けられない。でも、加入するには条件があり、事業主負担もある。失礼な表現かも知れないが、労働者は自らがどんな社会保険に加入しているのか認識しているのだろうか？

企業も自治体も人件費を削減するために、こうした社会保障費を負担しなくても済む非正規雇用に代えていることが見て取れる。「同一価値労働同一賃金」は社会保障費も併せて考えるべきと思う。

ふれあい館プールのあり方について再考を!

類似施設の統廃合について庁内のプロジェクトチームが検討した結果は「ふれあい館プールは利用者が多い夏季限定の開館とする」だった。何と、室内温水プールを夏にだけ開館するという。全くの笑い話ではないか!開館限定する前に改善する余地はまだあるはず。最終決定する前に質した。

ふれあい館プールの利用者増を目指して工夫する余地はまだある。公共施設である以上、市民の福祉向上のため最大限活用すべきだ。

①休憩時間毎の総入れ替え制を廃止する。

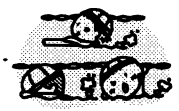
②年間を通して常時または定期的にアクアビクスなどの健康教室を開催する。

③プール運営についてノウハウを持つ民間業者に委託する

などの改善策に取り組まれたい。

【広瀬市長】 ①利用者の健康とプールの衛生管理面から当初から総入れ替え制を実施している。利用者からはオープン制を希望する意見がある。数年前に一週間ほど試験的に実施したが、結果は利用者数に変化はなかった。しかし、近隣のプール同様、フルオープン制についての検討をしなければならない時期だ。今年度中に試験的に実施し、問題が無ければ、次年度以降導入の検討をする。

②アクアビクス教室は合併当初から国保健康づくり事業として毎年実施しており、今年度は初級 2 講座、中級 1 講座を毎週年間を通して実施している。好評なので、要望があればさらに増やす。水泳ワンポイントレッスンも毎週実施している。市広報･HP で PR する。



③ふれあい館は入浴施設･プール･レストラン等の複合施設であるため、構造上、プールの施設管理のみを民間委託し、有効利用計画については行政が行っている。利用者が減少傾向なので、今後民間のノウハウ活用を検討したい。

(再質問) プールは利用者の健康増進に役立っていると考えられるが、介護予防や医療費抑制にどれほど効果があるのか、見える形で検証できないか。

【田中健康福祉部長】 かなりの費用と日数がかかる。先進例を調査する。

(再質問) プロジェクトチームに再検討を指示したとのことだが、いつまでに報告を受けるのか。市長の最終決断はいつか。

【広瀬市長】 角度を変えての再検討を指示した。約 1 年をかけて考えたい。

「プール全体の利用者は減少しているがアクアビクス教室参加者は H19 年度は 2,200 人、20 年度 2,668 人と増加している。」(部長答弁) 定期的に無料で参加できる教室開催が、利用者増につながるのは明白だ。要望があれば回数を増やすそうだ。無料の水泳ワンポイントレッスンも今年度から実施している。それにしても PR が不足しているのではないか。

プールの休み時間は 13 時から 1 時間、17 時から 30 分ある。この時間に掛かると一旦外に出て再度利用料を払うことになる。確かに入念な清掃と安全確認がなされているようだが、不便だとの指摘は開館以来だ。今度こそ真剣に改善策が考えられそうだ。

運営を民間委託する前に、直営でも利用者増を目指して工夫の余地がある。元より収益を上げるための施設ではないが、自治体は「最小の経費で最大の効果」に努力しなければならない。しかし、年間を通じて利用できるように屋内温水プールとした設置目的は無視できない筈だ。これがふれあい館の最大の特色なのだから。

市有バスの使用基準を明確にされたい

市民団体にとっては市有バスが利用できることは大変ありがたい。しかし、「あの団体が利用できたのにこちらはなぜだめなのか」「昨年は利用したのにどうして今年は利用できないのか」等々、市民が抱いている疑問がある。ルールは明確にすべきだ。

まちづくり活動に貢献している公益的な市民団体は等しく市有バス利用の恩恵に浴することができるよう望むが、使用基準は周知されていない。また、実際の運用基準は度々変更されているようだ。

市民が納得できるように使用基準、利用方法(手続き)などを明確にされたい。

【広瀬市長】「市有バス使用及び管理要綱」の規定により、適正・円滑な運行を図っている。

第2条　バスの使用は、公務執行のため必要がある場合に限り使用することができる。

2　公務とは、使用団体を所管する課・局等の事務事業に関連する研修及び視察とする

3　バスの運行は次に掲げる場合に限る。

(1)乗車人員16人以上、(2)走行距離1日200Km以内(高速道路は300Km以内)、(3)1泊2日以内

さらに、1日の利用時間は8時間以内、所管課職員が同行することを定めている。

使用申請は団体所管課を通じて、使用する月の前月10日までに管財課へ申請書を提出する。

今年度は370件(各小学校社会科見学60%、公民館講座9%、各課所管団体31%)の使用が見込まれており、年々増加している。



協働・強調のまちづくり推進を踏まえながら、各団体の活動状況と所管課の事務事業を見極めて市有バス利用を推進する。

(再質問)事務局を行政内に置かず独自に公益的な活動をしている市民団体もある。こうした団体は市有バスを利用できないのか。

使用できる団体とできない団体の区別は何か。

【川俣総務部長】市の事務事業の一環としての使用と位置づけている。所管課があり職員も随行することが条件で、従って使用料は無料だ。

市の連合会、地区協議会のような団体の利用実績はある。単位団体で職員が随行しない場合、観光等を目的とする場合は使用できない。

(再質問)使用基準を市民に分かり易く周知を。

【川俣総務部長】広報する。

「公務執行のため」なので団体独自の事業は対象外となる場合や出発から8時間以内に帰着する(8:30に出発したら16:30までに帰着する)よう指示を受け日程変更した場合もある。担当者により運用が変わると、団体は戸惑う。使用基準を公にして公平に扱ってもらいたい。

それにしても「公務」を「公益活動」とすることはできないものか。バスは3台、運転業務は民間委託だ。公務を優先するにしても、空いているなら市民団体の公益活動に供しても良いのではないか。団体利用の場合は燃料代は受益者負担とすべきと思う。

えてして、市補助金交付団体は事務局を行政内に置いてサポートを受け、市有バス利用可能と幾重もの恩恵が受けられるのだ・・・。

《自主研修報告》村尾メモから



■日雇い労働者の街、大阪市釜ケ崎
「どーする!?労働・貧困・人権」

(7月3～5日、全国革新議員会議夏期合宿)

1903年第5回万博開催時に、周辺から木賃宿が集められて以来、全国から無宿人(住所のない人)が集まり、日雇い度労働者と野宿者が多い街になった。高齢者が増加した近年は多くのホテルがアパートに変わり、住所を持つことで生活保護を受給できる。

大阪府は日雇い労働者も雇用保険加入を条件に財団を設立。NPO釜ケ崎支援機構は大阪市より年間11億円の特別清掃事業を受託し、登録者2700人で業務を担っている。26日間働くと失業保険・健康保険の受給資格を得る。日給5,700円、失業手当は7,500円位/日。

釜ケ崎日雇労働者組合(釜日労)の山田委員長と水野氏の案内で地区内を視察した。西成労働福祉センター・大阪ホームレス就業支援センター・あいりん職安が入居する建物は毎朝職を求める人達で混み合い、夕刻の食料物資配布やシェルター(市設置、ホームレス600人が無料で宿泊できる)チケット配布時には長蛇の列ができる。隣接の医療センターでは、重症化を防ぐため所持金が無くても受診できるという。泥酔状態の男性が軒下で横になっていた。

地区内公園2箇所では定期的に炊き出しが行われている。だが、炊き出しは使い様によっては人間を堕落させ労働者の尊厳を奪うそうだ。ホームレスを生み出さない

ための根本的な施策が必要と強調した(山田委員長)。結局は労働問題であり雇用施策だと痛感した。

◆　◆　◆

大通りの向こう側は通天閣がある新世界、商店街アーケードを通り抜けると“飾り窓の女”同様の飛田地区につながる。昔、遊郭があった。売春防止法があるのに、未だに公然と(小料理屋組合会員と表示されていたが)営業されている。まるで別世界だった!!。

献身的にホームレス支援活動をしている本田哲郎牧師、NPO を設立して労働教育に取り組んでいる社会保険労務士、樺島正法弁護士の講話も聞いた。

■国の民主主義と自治体の民主主義は異なる

講義：福嶋浩彦氏(前我孫子市長)



(8 月 1 日、地方自治を学ぶ会夏期合宿)

1956 年生まれ。我孫子市議を経て市長 3 期。「首長は 3 期まで」の信念で退任。議員、首長の経験に基づく講話は説得力があり、「理解しているつもり」の仕組みが再認識できた。

◆　◆　◆

議会制民主主義とはいうものの、国と地方自治体では、仕組みが違う。

国は議員の中から首相を選ぶ議院内閣制(一元制)。自治体は首長(執行機関)も議会(意思決定機関)も住民の選挙で選ばれる二元代表制で、首長·議会·直接参加による市民の 3 者の緊張関係である。

自治体では長は市民の意見を聞いて予算案を提案し、議会は市民の意見を聞いて案を審議する。議会は意思決定にあたり構成員同士の議論が必要で、決定過程での市民参加、決定したことを市民に知らせることが重要だ。(これまでは議会としてではなく、議員が個人として市民の意見を聞き、市民にオープンではなく決めてきた。)

「市民が財政をコントロールできる仕組み」をつくることが市民が力をつけ、自治の力がつくことになる。単なる陳情政治から脱するために、行政はコーディネートする力、議会は議論する力をつける。異なる意見·利害をもつ市民と対話して話し合いで解決することが平和の論理だ。

公や公共は市民のものである。市民の公共に必要なサービスは、コミュニティ(非営利)や市場(営利)で提供できないものを政府が提供する(行政サービス)。3 者のバランスを適正化することが地域ガバナンスだ。同一労働同一賃金を確立し費用対効果を明確にした上で、コストではなく質で判断する。 我孫子市では提案型公共サービス民営化制度を導入した。すべての事業を対象に提案があったものを審査し、民間に移した。

■転換期における地域の再生に向けて

(8 月 21 日、自治体学会、福井市)

◆自治体の財政規律《事例報告》

要明 勲氏(加賀市議会議員)：議員 4 名が会派を超えて財政を学習し、分析結果を冊子にまとめて市民に配布、お出かけ説明会も開催している

福田康仁氏(多治見市企画部政策開発室)：「市健全な財政に関する条例(財務条例)」を提案し、法務担当者として成文化した。この特徴は決算値のみならず計画段階で事業費見込額や指標値を算定すること。徹底した情報公表により議会と首長との議論の場を提供して民主主義を機能させることで財政の健全性を護る。

有川利彦氏(城陽市まちづくり推進部次長)：行政経営システム改革の一環として職務プロセス分析システムである「自治体レスキューシステム」を開発。職員自らが職務分析することにより意識改革につながった。

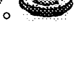
各報告は市民主体を念頭に創意工夫した先進例。

◆地域で築くセーフティネット

社会福祉士、NPO 代表、大学名誉教授らの報告から。生活保護制度は受給者の 5 割は高齢者で、若年層は受給しにくい制度。若年の貧困層は広がっている。最低生活に満たない分を生活保護費で補い、自立支援·就労支援に力を入れて、入りやすく出やすいシステムにすべきだ。国の就労政策には欠陥があり、労働者の 35 %を占める非正規労働者の雇用保険·年金の問題がある。自治体は地域福祉計画に生活保護も組み入れ、地域就労支援センター、庁内ネットワーク、コミュニティネットワークを構築し連携して取り組む必要がある。

◆地域資源循環型農業のまちづくり

《視察研修》福井県池田町は岐阜県との県境に位置し、人口 3405 人、1060 世帯、高齢化率 39 %の過疎の町。面積 194.72Km^2 、山林が 91 %を占め基幹産業は農林業。過疎債を活用して上下水道普及率はほぼ 100 %。H11 年に町産直ショップを福井市に出店して以来、有機農産物の独自の認証制度、水を清く守る条例制定、環境基本計画策定、生ゴミ·牛糞·籾殻堆肥化事業、菜の花プロジェクト、エコキャンドルイベント等次々と仕組みと仕掛けを作り、住民との協働でまちづくりを推進。例えば生ゴミは町と協定を締結した NPO が公用車貸与を受け有償ボランティア 94 人で回収する(委託費 120 万円)。若手の元農水省職員が町職員として推進役を担っている。観光客は年間 10 万人。小さくても活力ある町だ。



《行動記録》　**太字**は議員としての公的活動

【7月】6 **議会運営委員会/議員全員協議会**　8 **議会第2回臨時会**/市Ｖ連研修部会　9～10 日立市(故実父四十九日法要)　11　とちぎつばさの会研修会/石けん学習会･渡辺雄二氏(宇都宮市)/枝豆トラスト交流会準備会　12 栃木県ゴミ問題連絡会総会･講演「ゴミ処分場はどうしたら無くせるか」梶山正三氏(宇都宮市)　13 お茶の間健康クラブ(送迎)　15 更生保護女性会南河内分区結成30周年記念式典･講演「感動する心は行動への第一歩」寺島 聡氏　17 **議会活性化特別委員会**　18 エコライフ祭模擬店出店(市Ｖ連)　19 環境問題を考える会講演会　20 枝豆トラスト交流会　21 ふれあい会食ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ/やよい会例会　23 市Ｖ連国分寺地区連絡会研修会　26 懇談会「石森さんってどんな人」/議会報告会　27 お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ(迎え)/行政改革推進委員会傍聴　28 庁舎建設委員会傍聴　29 市Ｖ連執行部会　30 市Ｖ連広報部会/**県市議会議長会研修会**(矢板市)

【8月】1～2 地方自治を学ぶ会夏期合宿「市民の公共をつくる､市民の政府をつくる」福嶋浩彦氏　3 お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ(迎え)/**県南6市議会議長会研修会**「総選挙の行方」河崎曽一朗氏　6 市Ｖ連理事会　8 ホタル公園(吉田西クリーンセンター)生物調査　10 生涯学習学校支援ボランティアメッセ･講演会金山康博氏　11 **経済建設常任委員会**　13～14 日立市(新盆)　19 市Ｖ連研修部会　20 **議会運営委員会/議員全員協議会**　20～22 自治体学会(福井市･池田町)　23 環境省水生生物調査　24～25 行財政自主研究会「決算」菅原敏夫氏(東京)　26 天平の芋煮会実行委員会/市Ｖ連イベント部会　27 市Ｖ連元気アップ交流会/市Ｖ連執行部会/**議員全員協議会**　29～30 日立～日光(来客案内)

【9月】1～11 **議会第3回定例会**(3 **一般質問**､7～8 **経済建設常任委員会**)　5 ホタル公園除草作業　13 ダイオキシン･環境ホルモン対策国民会議学習会「どうする！増え続ける浸透性農薬 ネオニコチノイド」(東京)　14 お茶の間健康クラブ(送り)　14～10/5 報告No16編集･印刷作業　16 こころの健康づくり講演会　18 **敬老会**/家庭教育ｵﾋﾟﾆｵﾝﾘｰﾀﾞｰ会下都賀ブロック研修(小山市)　19 教育相談研修(宇都宮市)　21 日本特殊教育学会記念講演会「人間として生きること」柳田邦男氏(宇都宮市)　22 三昧場･新溜池生物観察･調査
29～30 **議会運営委員会視察研修**(真岡市･日立市)



《深刻なネオニコチノイド(新しいニコチン様物質)系農薬の人体被害》(9/13 学習会)　■1990年代から有機リン系に変わる殺虫剤として多用されている。水溶性･残効性が高く長期間植物内に蓄積される。■イミダクロリド(商品名ｱﾄﾞﾏｲｱｰ､ﾒﾘｯﾄ)､アセタミプリド(同ﾓｽﾋﾟﾗﾝ､ﾏﾂｸﾞﾘｰﾝ)､ジノフラン(同ｽﾀｰｸﾙ)､チアメトキサム(同ｱｸﾀﾗ)､クロチアニジン(同ﾀﾞﾝﾄﾂ)など多種類あり､用途は樹木､野菜､果樹､シロアリ駆除と幅広い。農産物では他の農薬は止めてネオニコチノイドのみにして減農薬と称する場合もあるという。
■恐いのはその毒性。昆虫の中枢神経に作用し､ヒトの脳扁桃体･海馬､リンパ球に作用して神経系･免疫系を撹乱する可能性が高い。報告された中毒症状は動悸､手のふるえ､物忘れ､不眠､人を傷つけたくなる､いらいらする､アトピー性皮膚炎､喘息等々。近年ミツバチがいなくなった事もこの農薬の影響ではないかとの指摘だった。■消費者は疑うことなく国内産､低農薬表示を選択してしまうが､農薬は何を使用しているのか確認する必要があると思う。報告した2名の医師は「無農薬のものを､低農薬でも植物由来農薬使用のものを選択して｡国内産果物を食べ過ぎないで！」と訴えていた。日本の残留農薬基準は本当に人の健康や安全性を考えているのか疑問だ。

《ﾈｵﾆｺﾁﾉｲﾄﾞ残留基準》

	国内	US	EU
桃	5	1.2	0.1
梨	5	1	0.1
ﾘﾝｺﾞ	5	1	0.1
ﾌﾞﾄﾞｳ	5	0.2	0.01
ｲﾁｺﾞ	5	0.6	0.01
ｻｸﾗﾝﾎﾞ	5	1.2	0.2
ﾄﾏﾄ	5	0.2	0.1
緑茶	50		0.1

(単位：ppm)
(青山美子医師講演資料)

～あれこれ～　■この夏も大阪･福井と遠方での学習会に参加できた。議員報酬の賜でありがたい。



■「首長は3期まで」と潔く我孫子市長を退いた福嶋氏に､議員の場合はどうか伺った。「議員は別の視点ではないか」とのこと。何やらほっとした。が､“別の視点”とは？
■卒業後38年ぶりにかつて住んだ南麻布を歩いた。アパートは無く､広尾駅周辺は大層な賑わい。変わらない有栖川宮記念公園に安堵。